



納付書に記載されている通知番号をご記入ください。

通知番号

徴収(例)予申

富士河口湖町長 殿

地方税法附則第15条第2項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者: 法人が申請する場合は、代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載してください。(法人の場合の電話番号については、担当部署の連絡先を記載してください。)

申請年月日: 申請書を提出する日をご記入ください。

1 申請者名等

申請者	住所所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町×× ○○番地			申請年月日	令和 3年 2月 12日	
	電話番号	0555 (○○)×××× 携帯電話 ××× (××××)×××					
氏名称	富士 次郎				添付必要書類		
	生年月日(申請者が法人の場合不要です) M・T・S(H) 7年 4月 9日				・財産目録 ・収入が確認できる書類(給与明細、決算書等) ・預金通帳、現金出納帳等の写し		
納付又は納入すべき税	年度	税目	期別	税額	本税以外(延滞金等)	納期限	猶予を希望する期間
	2	××税	4	100,000 円		3・3・1	納期限の翌日から 4・3・1 まで 12月間
							・ ・ まで 月間
							・ ・ まで 月間
							・ ・ まで 月間
合計			①	100,000	②	0	納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
申請を希望する事由		<input type="checkbox"/> 災害・盗難など <input type="checkbox"/> 病気・負傷 <input type="checkbox"/> 事業の休止・廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 事業の著しい損失 <input type="checkbox"/> その他()					
新型コロナウイルス感染症等の影響	有	<input checked="" type="checkbox"/> (影響有の内容) <input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input checked="" type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少					
	無	<input type="checkbox"/> その他()					

納付又は納入すべき税: 証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。徴収猶予を申請するときに、猶予を受けようとするものをご記載ください。

納期限: それぞれの納期限をご記入ください。

2 猶予額の計算

(注) 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細等)

(1) 収入の減少の状況等

前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載して

徴収猶予を申請するときに、猶予を受けるための理由をご記載ください。

・新型コロナウイルスの影響がある場合には、新型コロナウイルス感染症等の影響「有」にチェックを入れ、その内容についてもチェックを入れるか影響の内容をご記入ください。

・影響がない場合には「無」にチェックしてください。

項目	当年(直近6ヶ月中の3ヶ月間)			前年同月			収入減少率
	令和 2年 11月	2年 12月	3年 1月	1年 11月	1年 12月	2年 1月	
売上	400,000 円	200,000 円	300,000 円	1,000,000 円	1,100,000 円	600,000 円	$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載
給与	50,000	40,000	30,000	100,000	150,000	70,000	
小計	③ 450,000	④ 240,000	⑤ 330,000	⑥ 1,100,000	⑦ 1,250,000	⑧ 670,000	

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実がある

前年度と今年度の同月(例: 令和元年12月と令和2年12月)の収入等が証明できる書類を申請書と一緒に添付してください。

(2) 当面(6ヶ月)の収支状況等(臨時収入、目録)

年 月	①総収入金額(見込)	②総支出金額(見込)	差 額 (① - ②)
3 年 3 月	350,000 円	420,000 円	-70,000 円
3 年 4 月	380,000 円	390,000 円	-10,000 円
3 年 5 月	1,540,000 円	420,000 円	1,120,000 円
3 年 6 月	470,000 円	450,000 円	20,000 円
3 年 7 月	430,000 円	1,800,000 円	-1,370,000 円
3 年 8 月	470,000 円	425,000 円	45,000 円
計	3,640,000 円	3,905,000 円	-265,000 円 ⑨

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

(3) 現金・預貯金残高		※職員記入欄 <input type="checkbox"/> 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等)			
	金額		金額		
現金	50,000 円	預貯金	200,000 円	現金・預貯金の合計(⑩)	250,000 円

(4) 納付可能金額(※)			0 円
⑨ (当面の収支見込額) + ⑩ (現金・預貯金残高) =		納付可能金額(⑪)	(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額			
(①+②)納付・納入すべき税	-	(⑪)納付可能金額	=
100,000 円		0 円	
		=	猶予額
			100,000 円

担 保	(猶予希望額が100万円を超えるときには、担保を提供していただく場合がございます。)
-----	--

3 同意事項

私は、町税以外の保険料等の徴収猶予を受ける際、本書面及び添付書類を担当部署の申請に使用されることに異議申し立てしないことを約束します。

徴税の徴収猶予を受ける分は、口座振替を停止することに同意します。

※上記の取り扱いは本申請書による申請が許可された場合に限りです。

氏名 富士 次郎

税理士 署名押印	印	電話番号 <input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
-------------	---	----------------------------------	----------------

(※) 《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあります。**
- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。